平成２２年（フ）第１５１号
熊本市黒髪６丁目11番３号
債務者　後藤　重房
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１９７号
熊本市山ノ神２丁目９番84号
債務者　有川　みさ
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１４号
福井県丹生郡越前町朝日第22号７番地１、申立時の住所福井県敦賀市新和町１丁目７番２―110号
債務者　奥田　阪雄
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第３１５号
名古屋市昭和区滝子通２丁目２番地　高辻公団住宅413号
債務者　岩室　正喜
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３９８号
愛知県春日井市東野町10丁目17番地１　ライオンズガーデン春日井東野町607号室
債務者　長瀬　美樹
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５１０号
名古屋市西区枇杷島５丁目19番20号　あけぼのハウス103号
債務者　五明　隆資
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５４３号
愛知県日進市藤塚３丁目82番地　エスポワール藤塚106
債務者　中川　美里
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８３号
愛知県岩倉市東新町下境52番地　岩倉団地47棟101号
債務者　八木　久美
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１８７号
神戸市須磨区大池町５丁目５番１―201号
債務者　八道江山こと中山玉子こと　金　次順
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０５号
神戸市灘区泉通４丁目５番１号
債務者　村中　昭信
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２６号
神戸市垂水区霞ヶ丘６丁目６番19号
債務者　フナト鍼灸院こと　船戸　弘明
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３０号
兵庫県三田市つつじが丘北４丁目３番地16
債務者　橋本　一久
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６５号
神戸市垂水区学が丘７丁目１番26―23号
債務者　大平ハツ子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７８号
神戸市兵庫区夢野町２丁目15番地　富士マンション306
債務者　新勢タンタン麺風生桜こと　山口　豪
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４４号
北海道苫小牧市字糸井148番地の45　角田マンション２階右201
債務者　大宮　共榮
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第５１号
北海道苫小牧市山手町２丁目９番１―717号
債務者　山内ひろ子（旧姓岩崎）
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２１３号
仙台市宮城野区白鳥１丁目35番１号　プロムナードⅢ101
債務者　高橋　　望
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係